

令和3年度中山間地域等直接支払制度実施状況の概要

宮崎県農政水産部農村整備課

1 実施市町村数

- ・ 本制度を活用できる市町村は、県内26市町村のうち23市町村となっています。
そのうち、21市町村が本制度を活用しています。
- ・ 令和3年度からは、都城市が取組を開始しました。

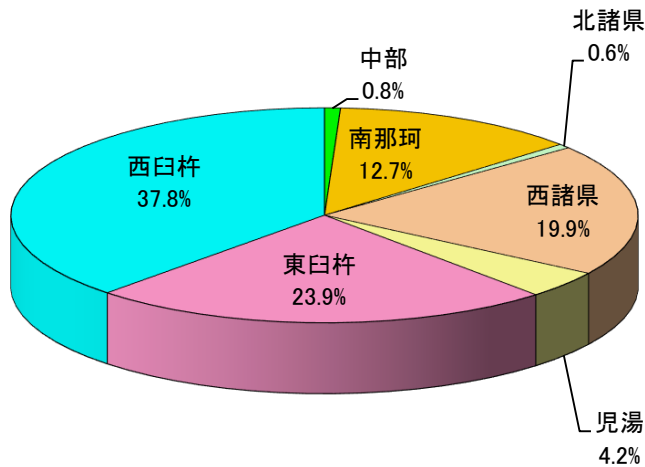
2 協定数

- ・ 県全体協定数は、349協定(令和2年度は345協定)となっており、全てが集落協定となっています。

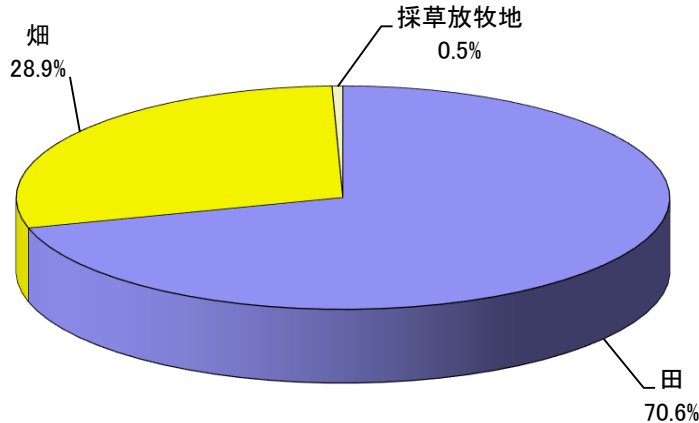
3 協定農用地面積

- ・ 県全体で5,209ha(令和2年度は5,118ha)の農用地を対象に協定が締結されています。
- ・ 地域別協定農用地面積割合では、西臼杵で38%、東臼杵で24%と、全体の62%を県北地域が占めています。(図1)
- ・ 地目別協定農用地面積割合では、田が71%、畑が29%、採草放牧地が1%となっています。(図2)

<図1 地域別協定農用地面積割合>



<地目別協定農用地面積割合>

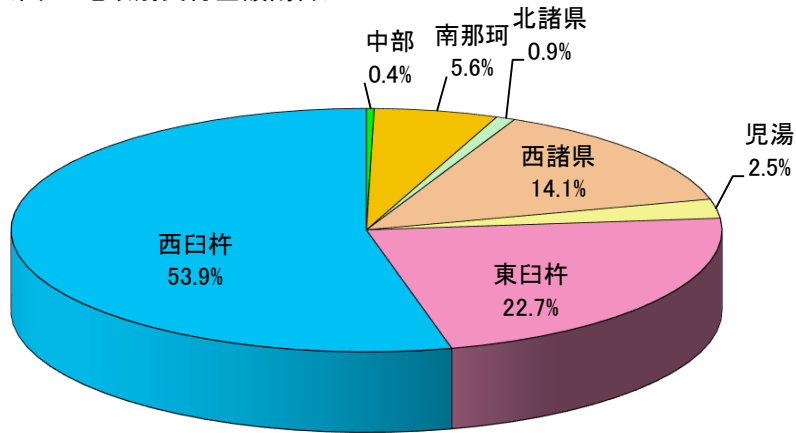


※四捨五入により合計が合わない場合があります

4 交付金額

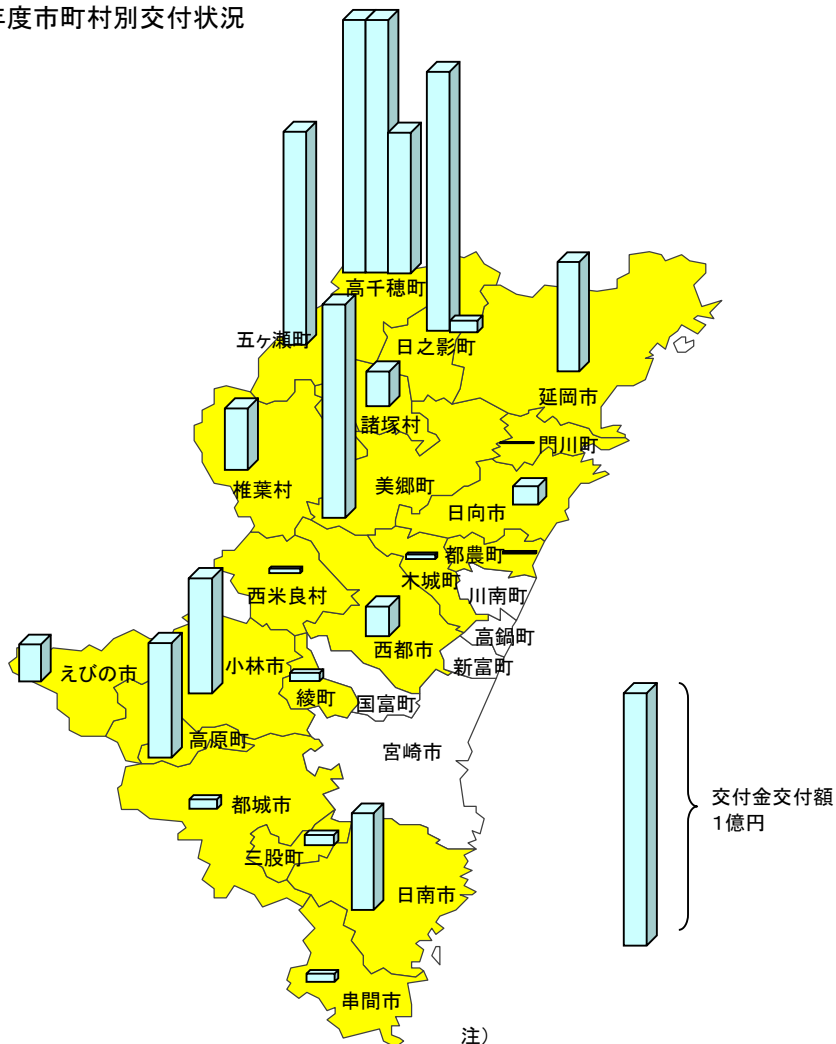
- ・ 県全体で8億1,771万円(令和2年度は8億28万円)が交付されています。
- ・ 地域別交付金額割合では、西臼杵で54%、東臼杵で23%と8割近くを県北地域が占めています。(図3)
- ・ 1市町村当たりの平均交付金額は3,894万円となります。
- ・ 1協定当たりの平均交付金額は234万円となります。

<図3 地域別交付金額割合>



<参考資料>

令和3年度市町村別交付状況

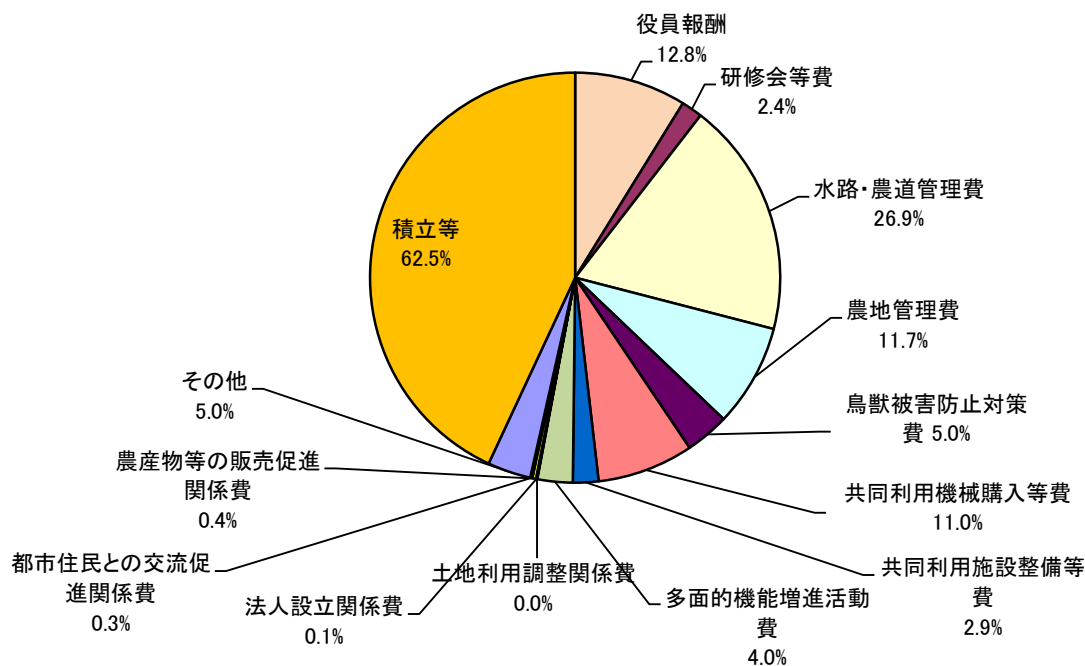


5 集落協定活動の内容:全協定共通事項

(1) 共同取組活動における交付金の使用方法

- ・ 交付金の使用方法については、協定参加者の合意が必要です。
- ・ 使用方法別には、共同施設・機械等の購入等のための「積立等」が最も多く、次に「水路・農道管理」に係る支出となっています。(図4)

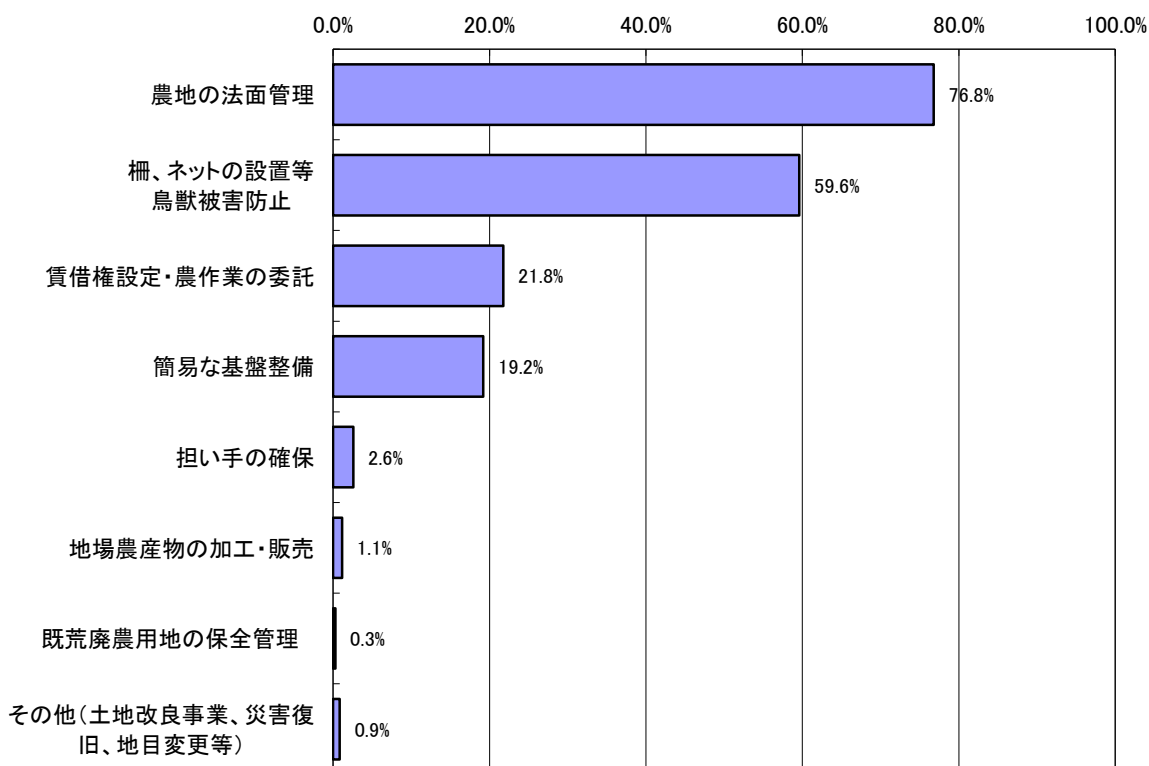
<図4 共同取組活動における交付金の使用方法>



(2) 「農用地に関する事項」の取組内容

- ・ 農業生産を維持・継続し、耕作放棄を予防する観点から、農業生産活動等に取り組む必要があります。
- ・ 取組内容別で見ると、「農地の法面管理」、「鳥獣被害対策」、「賃借権設定・農作業委託」及び「簡易な基盤整備」の4項目に多くの協定が取り組んでいます。(図5)

<図5 農業生産活動等の取組内容>

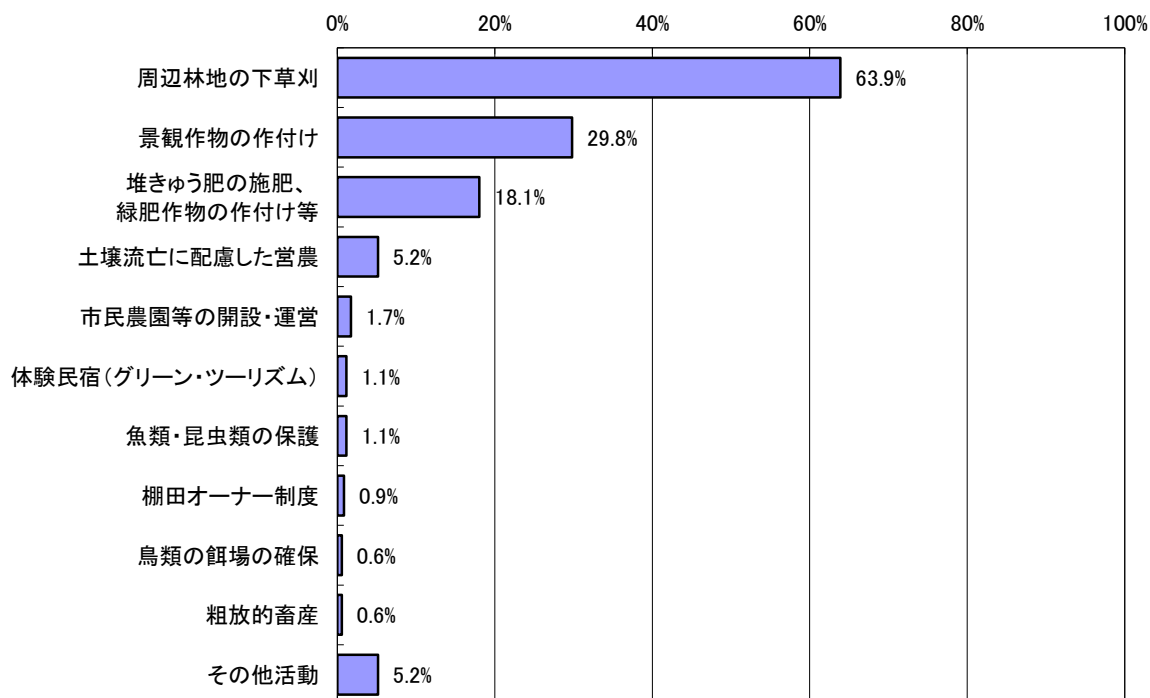


※1つの集落が複数取組む場合があります

(3) 「多面的機能を増進する活動」の取組内容

- ・ 農業生産活動だけでなく、「多面的機能を増進する活動」にも取り組む必要があります。
- ・ 取組内容別には、国土保全機能を高めるための「周辺林地の下草刈」が最も多く、次いで、保健休養機能を高めるための「景観作物の作付け」、自然生態系の保全に資するための「堆きゅう肥の施肥」に多くの協定が取り組んでいます。(図6)

＜図6 「多面的機能を増進する活動」の取組内容＞



※1つの集落が複数取組む場合があります

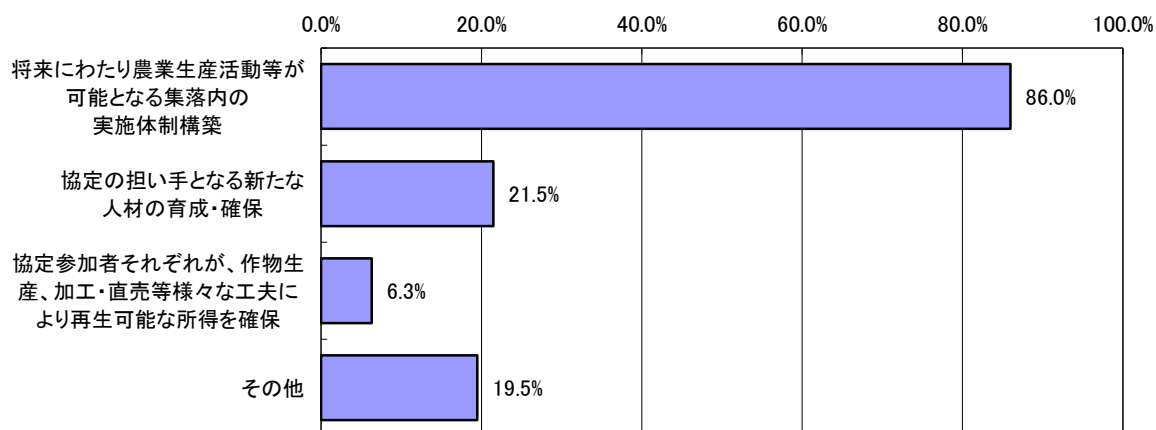
(4) 「集落マスタープラン」の内容

- ・ 全ての協定において、将来にわたり農業生産活動を継続していくための体制づくりに向けた集落の6～10年後を見据えた将来像と、その将来像を実現するための5年間の活動計画を定めています。

1) 「目指すべき将来像」の内容

- ・ 全ての協定において、集落の目指すべき将来像を定めています。
- ・ 内容別には「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が最も多く、86%の集落で、持続的な農業生産活動体制の構築を目指すこととしています。(図7)

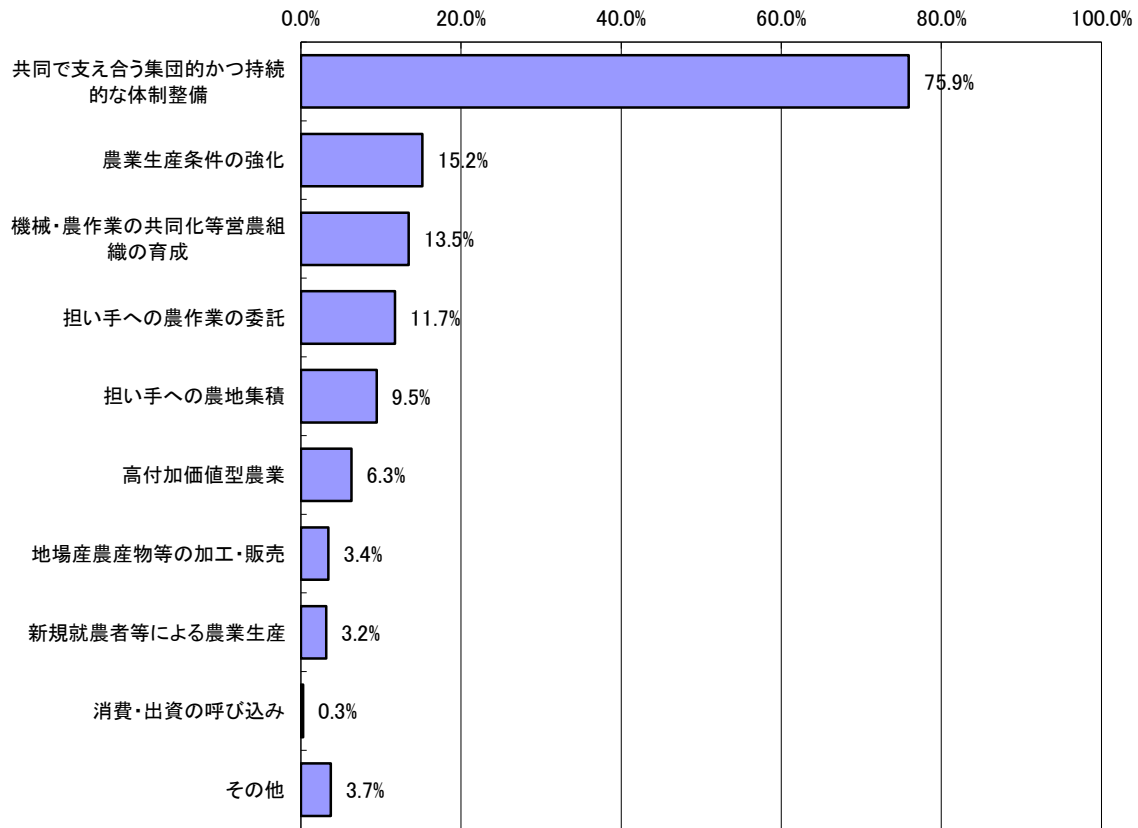
＜図7 集落マスタープランにおける「目指すべき将来像」の内容＞



2)「将来像を実現するための活動方策」の内容

- ・ 全ての協定において、1)で定めた将来像の実現に向けた具体的な活動計画を定めています。
- ・ 将来像に集落を基礎とした営農体制整備を掲げる協定が多いことから、76%の協定で、「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」を活動内容に掲げています。(図8)

＜図8 集落マスタープランにおける「将来像実現のための活動方策」の内容＞



※1つの集落が複数取組む場合があります

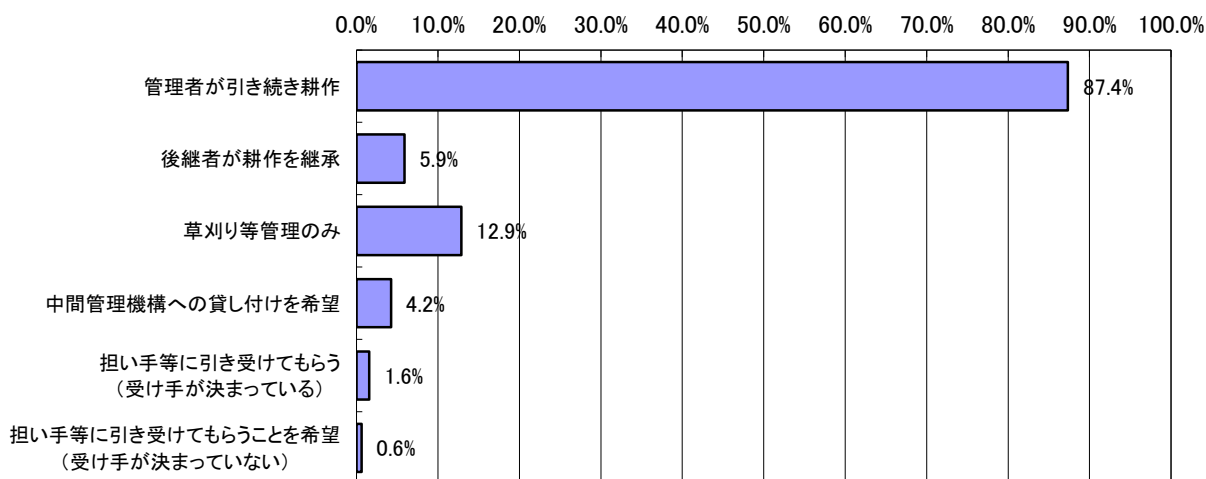
6 農業生産活動等の体制整備のための前向きな活動事項の内容

- ・ 全349協定のうち、311協定(89%)がより前向きな取組を行うことで、通常単価の交付を受けています。(取り組まない場合は、通常単価の8割単価での交付)
- ・ これら協定においては、農業生産活動等の体制整備のための前向きな活動事項として、集落戦略を作成し、活動しています。

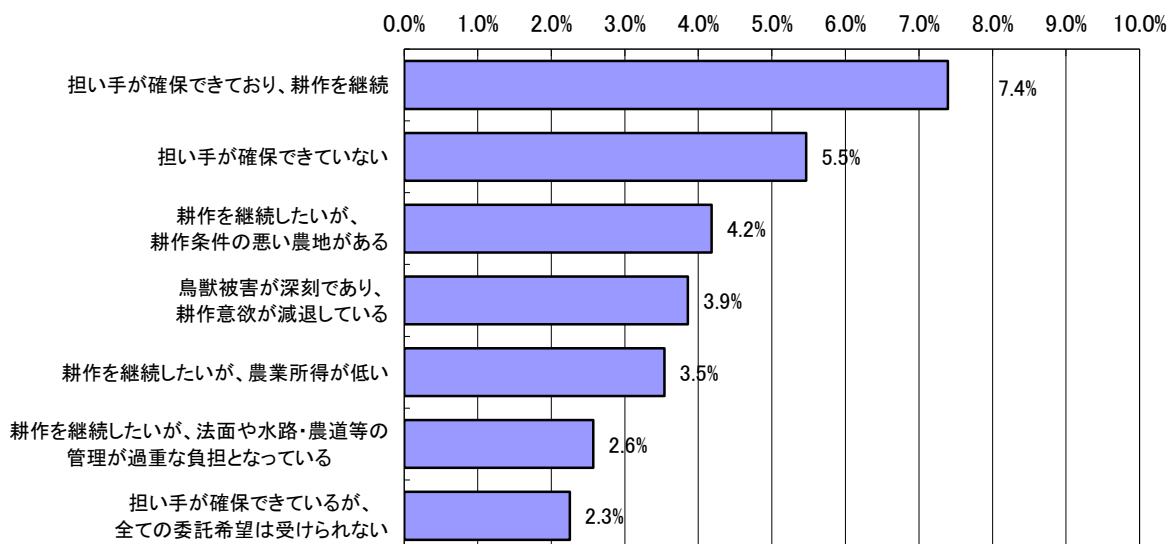
(1) 集落戦略の内容

- ・ 6～10年後の協定農用地を維持していくため、課題や対策について協定参加者で話し合い、図面を作成し、これに基づき活動を行うこととされています。
- ・ 協定農用地の将来像については、「管理者が引き続き耕作」が最も多く、87%となっています。(図9)
- ・ 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状については、「担い手が確保できており、耕作を継続」が7.4%と最も多くなっており(図10)、集落の現状を踏まえた対応の方向性について、「集落の課題がないため、対策は不要」が7.1%を占めています。(図11)

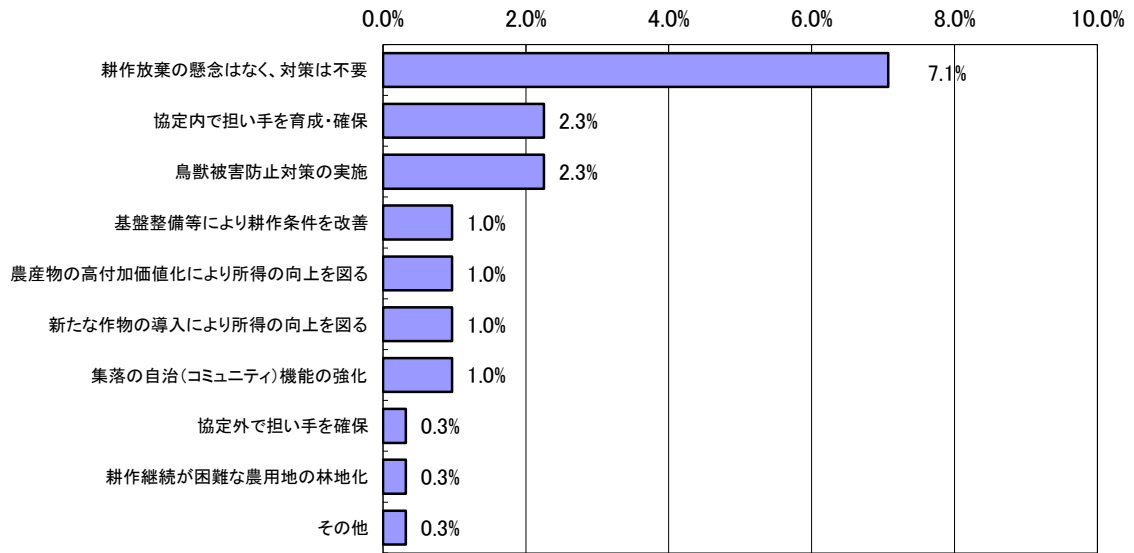
<図9 協定農用地の将来像>



<図10 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状>



<図11 集落の現状を踏まえた対応の方向性>



<図12 具体的な対策に向けた検討>

